

第80回 金沢市都市計画審議会議事録

1. 日時

平成28年2月18日(火) 14:00～15:20

2. 場所

金沢市役所 7階 全員協議会室

3. 出席委員

- | | |
|----------|----------------------------|
| ① 学識経験者 | (各 50 音順) |
| 朝倉 忍 | 金沢市農業委員会会長 |
| 河内 久美子 | 金沢学院短期大学副学長兼教学部長 |
| 小林 史彦 | 金沢大学講師 |
| 高山 純一 | 金沢大学教授 |
| 中川 智夫 | 石川県消費生活支援センター所長 |
| 蜂谷 俊雄 | 金沢工業大学教授 |
| 森 俊偉 | 金沢工業大学環境・建築学部長 |
| ② 市議会議員 | |
| 久保 洋子 | 金沢市議会副議長 |
| 野本 正人 | 金沢市議会総務常任委員長 |
| 山本 由起子 | 金沢市議会建設企業常任委員長 |
| ③ 関係行政機関 | |
| 金澤 文彦 | 国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長(代理) |
| 常田 功二 | 石川県土木部長(代理) |
| 棗 左登志 | 石川県農林水産部長(代理) |
| 宮本 孝司 | 石川県警察本部交通部長(代理) |
| ④ 市民 | |
| 西野 茂 | 金沢市町会連合会副会長 |
| 能木場 由紀子 | 金沢市校下婦人会連絡協議会長 |

○司会

定刻となりましたので、只今より、第 80 回金沢市都市計画審議会を開会いたします。本日の都市計画審議会では計画案審議として市決定案件 3 件、県決定案件 1 件、そして、計画原案審議が 1 件の計 5 件でございます。十分にご審議をお願い申し上げます。

なお、計画原案審議につきましては、政策形成過程ということで、非公開とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、はじめに都市整備局長の野口より一言、挨拶を申し上げます。

○野口局長

お疲れ様です。都市整備局長の野口です。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃より本市の都市計画行政に多大なるご尽力をいただきまして、重ねて感謝を申し上げます。

さて、来月で北陸新幹線開業から 1 年となります。この 1 年間で想定以上に多くの方々が本市を訪れ、春や秋の行楽シーズンには、まちなかの観光地周辺では人があふれかえっている状況でございます。交流人口が増加し、まちに賑わいをもたらしている一方で、来街者へのおもてなしに関する課題も浮き彫りになってまいりました。宿泊施設の不足や料金等の問題等も指摘されております。それから、まちなかの交通渋滞、あるいは歩道に溢れた観光客の方が車道にはみ出すなど、安全面の確保も課題となっております。

本日の審議案件におきましても、兼六園下交差点の道路の変更がございます。都市計画行政の中で、このような課題に向けて取り組み、解決に向けた取り組みを進め、さらなる本市の魅力向上に努めていきたいと考えております。

また、旧戸板小学校跡地での地区計画の決定では、公共施設の跡地にふさわしい土地利用のルールを定めることにより、地域の個性を活かしたまちづくりが推進されるものと期待しております。その他、防火地域及び準防火地域の変更、下水道の変更の 2 件の審議案件がございます。委員の皆様方には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○司会

それでは、森会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。会長よろしく願いいたします。

●会長

議事に入ります前に、事務局の報告によりますと、只今、委員 20 名の内 16 名が出席していますので、金沢市都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定に照らし、本会議は有効に成立しておりますことを報告いたします。

次に、金沢市都市計画審議会運営要領第 7 条の規定により、議事録の署名委員を指名させていただきます。今回は、高山委員、中川委員をお願いいたします。

●会長

それでは、審議に入りたいと思います。

まず、「議案第 374 号 金沢都市計画 地区計画の決定（旧戸板小学校地区）」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第 374 号「金沢都市計画 旧戸板小学校地区 地区計画の決定」についてご説明いたします。お手元の議案書は 2 ページから 6 ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

位置図になります。議案書は 5 ページになります。

こちらが金沢駅、こちらが金沢駅港線、金石街道線、疋田上荒屋線になります。金沢駅の西側に位置します、こちらの赤線で囲まれた部分が、今回新たに地区計画を定めます旧戸板小学校地区の地区計画区域になります。面積は約 1.1ha になります。

計画図になります。議案書は 6 ページになります。

こちらの赤線で囲まれた部分が、地区計画区域になります。

当区域は、旧戸板小学校の跡地で、周辺には戸建て住宅を中心とした良好な住環境が形成されており、一体の跡地利用を周辺と調和のとれた快適な住宅地を誘導することで、魅力的な市街地の形成を図ることを目標に、地区計画を定めるものです。

こちらは、現況写真になります。

写真の赤線で囲まれた部分が地区計画区域になります。

①の写真は、計画地を西側から撮影したもので、計画地の中央青線で囲まれた部分には、幅員 6 m の道路が整備されます。現在、道路建設課で道路工事を行っています。

次に、地区整備計画についてご説明いたします。議案書は 2 ページになりますので、お戻り下さい。

まず、初めに建築物の用途の制限についてご説明します。議案書は 2 ページ中ほど上になりますが、こちらのスクリーンをご覧ください。

建物の用途に応じて、制限を表した表になります。表の見方ですが、白色は建築可能なもの、オレンジ色の部分は用途地域の制限により建築できないもの、①②③④▲につきましては、面積や階数の制限があるもの、「●」は面積 10,000 m²以下まで建築可能となります。そして、赤色は地区計画の制限により建築できないものを示します。これから、建物分類に応じて 4 つのスライドに分けてご説明します。

こちらのスライドは、住宅、店舗、事務所、ホテル・旅館になります。用途地域では、全てが建築可能ですが、地区計画により店舗及び飲食店につきましては、床面積の合計が 500 m²以下までとなります。また、ホテル・旅館については建築できません。

こちらの表は、遊戯施設、風俗施設になります。

ボーリング場、スケート場といった運動施設、コンテナ形式のカラオケボックス、射的場、馬券・車券発売所といった遊戯施設は建築できません。

風俗施設では、風営法第 2 条第 1 項に掲げる、キャバレー等、待合、ナイトクラブ、低照度飲食店や区画席飲食店などは地区計画により建築できません。また、まあじゃん屋、ぱちんこ屋、ゲームセンターについても建築できません。

こちらの表は、公共施設・病院・学校などになりますが、神社・寺院・教会、葬儀場、公衆浴場は建築できません。

こちらの表は、工場・倉庫などになりますが、倉庫業を営む倉庫、畜舎は建築できません。原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が50㎡を超えるものは建築できません。また、危険性や環境を悪化させるおそれが、少ない工場や、危険物の貯蔵又は処理に供するもので、危険物の貯蔵、処理量が、少ない施設は建築できません。以上が、用途の制限になります。

次に建築物の敷地面積の最低限度ですが、敷地の細分化を防ぐとともに、日照・通風及び落雪・たい雪スペースの確保など良好な環境を保全するため、敷地面積の最低限度を150㎡とします。

また、壁面の位置の制限ですが、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線又は隣地及び水路の境界線までの距離の最低限度は、1.0mとします。ただし、道路境界線からの壁面後退部分に係る床面積の合計が5㎡以内であり、かつ、軒の高さが3m以下の独立した車庫や、隣地及び水路の境界線からの壁面後退部分に係る床面積の合計が5㎡以内であり、かつ、軒の高さが3m以下の附属建築物については適用しないこととします。

次に建築物等の高さの最高限度について説明します。

こちらの地区は現在画面左のとおり高度地区が指定されていますが、周辺の戸建て住宅を中心とした良好な住環境との調和した土地利用が図られるよう、現行の18m高度地区から、画面右のとおり地区計画で12mの高さに規定します。

次に建築物等の形態又は意匠の制限ですが、建築物等の色彩は、マンセル表色系で別表に掲げるものとし、外壁は白、グレー、茶等の周囲の景観と調和したものとします。屋根の色彩は、黒、グレー、茶、濃茶、濃緑、濃紺とします。

こちらの表は、外壁と屋根の色相別の色見本になります。赤で囲まれた部分が外壁、緑で囲まれた部分が屋根で使用できる色の範囲となります。同じく、赤で囲まれた部分が外壁、緑で囲まれた部分が屋根で使用できる色の範囲となります。

また、屋外広告物につきましては、色彩、装飾、大きさ等により美観風致をそこなわず、景観形成上支障のないもので、次に掲げるものとし、表示面を含め壁面後退部分に設置しないこと、建築物の屋根面及び屋上に設置しないこととします。

最後に垣又は柵の構造の制限ですが、道路に面して垣又は柵を設ける場合は、

1 生け垣、植栽、又は高さが1.5m以下の透過性のフェンスとします。

2 レンガ、タイル、ブロック、石等によるものは、高さが0.6m以下のものとします。

3 石等と生け垣、植栽又は透過性のフェンスを組み合わせたものとします。

ただし、透過性のフェンスと組み合わせる場合は、組み合わせ高さを1.5m以下とします。

最後に、本案件につきましては、平成28年1月21日から2月4日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが意見書の提出はございませんでした。以上で説明を終わります。

●会長

ありがとうございました。それでは、今ほどの説明に対して質問、意見がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは特に意見もないようですので、本案件どおりとして答申します。

●会長

続きまして、「議案第375号 金沢都市計画 防火地域及び準防火地域の変更（副都心北部直江地区）」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第 375 号 金沢都市計画 防火地域及び準防火地域の変更についてご説明いたします。お手元の議案書は7ページから9ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

位置図になります。議案書は8ページになります。

こちらが北安江栗崎線、諸江向栗崎線になります。

こちらの金沢外環状道路海側幹線の南側、問屋団地の北側に位置します青線で囲まれた部分が、今回防火地域及び準防火地域を変更する区域になります。

現在施行中の副都心北部直江地区の土地区画整理事業地区内になります。

変更面積は約 0.6ha になります。

こちらは、現況写真になります。写真の青線で囲まれた部分が変更区域になります。

①の写真は、変更区域を西側から撮影したもので、②の写真は変更区域を東側から撮影したのになります。区画整理事業により、道路等の面的整備が行われており、区域内では、資材置場や青空駐車場としての土地利用はありますが、現在までに建物等の建築行為は行われておりません。

計画図になります。スクリーンの左が現行の防火地域・準防火地域、右が変更後となります。こちらの青線で囲まれた部分の準防火地域を解除いたします。

変更後の拡大した計画図になります。議案書は9ページになります。

金沢市用途地域設定基準において、「商業地域で防火地域の指定がなされていない地区については、準防火地域とする」という基準となっております。

今回変更を行うこの区域は、副都心北部直江地区の土地区画整理事業区域に含まれたことにより、用途地域を商業地域から第1種住居地域(容積率200%、建ぺい率60%)に見直しが行われております。この用途地域の変更に伴い、準防火地域の解除を行うものであります。

こちらは概要表になります。議案書は7ページになります。

赤文字で書かれた数値が変更前の面積となり、準防火地域は約1ha減少し、1,124haとなります。

最後に、本案件につきましては、平成28年1月21日から2月4日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上が、防火地域及び準防火地域の変更の説明になります。

●会長

ありがとうございました。それでは、今ほどの説明に対して質問、意見がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは特に意見もないようですので、本案件どおりとして答申します。

●会長

続きまして、「議案第376号 金沢都市計画 下水道の変更（臨海処理区）」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第376号 金沢都市計画 下水道の変更についてご説明いたします。お手元の議案書は10ページから12ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧ください。

位置図になります。議案書は11ページになります。

こちらが北陸自動車道、国道304号、金沢外環状道路山側幹線になります。

こちらの森下川の南側に位置します青色の実線で囲まれた部分が今回、下水道施設として廃止する金沢市テクノパーク水質管理ステーションであり、青色の点線で示した部分が、金沢市テクノパーク水質管理ステーション吐口になります。

下水道処理区域図になります。

こちらの赤色で着色された部分が臨海処理区になります。画面右側の青丸で囲われた区域では、平成3年の金沢テクノパーク工業団地の造成に伴い、工場からの大量の汚水を処理するため、金沢市テクノパーク水質管理ステーションを建設し、汚水処理を行ってまいりました。下水道整備計画により、当初、計画していたとおりの段階的な下水道の整備により、今回、臨海処理区の終末処理場である臨海水質管理センターまで汚水を直接流し、処理することが可能となりました。

計画図になります。議案書は12ページになります。

スクリーンの左が、計画変更図になります。

スクリーン右上①の写真は、金沢市テクノパーク水質管理ステーションを北東側から撮影したもので、右下②の写真は、吐口を森下川から撮影したものになります。

こちらは下水道排水計画図になります。

金沢市テクノパーク水質管理ステーションの横にマンホールポンプを設置、そこから汚水を流すための管路を布設し、下流にある下水道管へ接続します。これに切り替えることにより、臨海水質管理センターまで汚水を流すことができるようになったため、金沢市テクノパーク水質管理ステーションを廃止いたします。

こちらが変更概要になります。議案書は10ページになります。

赤文字で書かれた上段が変更前で、下段が変更後になります。

今回の変更は、金沢市テクノパーク水質管理ステーション及びその吐口の廃止になります。

最後に、本案件につきましては、平成28年1月21日から2月4日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上が下水道の変更の説明になります。

●会長

ありがとうございました。それでは、今ほどの説明に対して質問、意見がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは特に意見もないようですので、本案件どおりとして答申します。

●会長

続きまして、「議案第 377 号 金沢都市計画 道路の変更（小将町田上線及び小立野線）」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第377号 金沢都市計画 道路の変更 小将町田上線及び小立野線についてご説明いたします。

お手元の議案書は13ページから15ページになりますので、こちらのスクリーンとあわせてご覧ください。なお、本案件の小将町田上線及び小立野線は国道及び県道につき、石川県決定案件となりますので本審議会を経て石川県都市計画審議会に付議されることとなります。

位置図になります。議案書は14ページになります。

今回の変更は、図中央の兼六園に近接する兼六園下交差点の改良に伴うものであり、対象となる路線は、赤線の3・4・19号小将町田上線と3・5・5号小立野線となります。2路線とも昭和5年に都市計画決定され、小将町田上線は決定延長が4,200m、代表幅員は16mの道路であり、小立野線は決定延長が3,350m、代表幅員は15mの道路です。

次に、拡大図です。こちらが兼六園、こちらが金沢城公園で、赤色の実線が変更対象となる2つの区間です。今回、兼六園下交差点の抜本的な改良に伴い、小将町田上線160mと小立野線120mにおいて、幅員の変更や線形の改良を行います。

兼六園下交差点は、兼六園、ひがし茶屋街など主要な観光地を周遊する重要な交通の要所であるとともに、富山方面から山側環状を經由し市内中心部にアクセスする広域的な結節点です。また、観光客が年間で約100万人利用している石川県兼六駐車場が隣接しており、観光客の玄関口として多くの歩行者が行き交うなど、観光面においても非常に重要な役割を担っています。

計画図になります。議案書は15ページになります。

赤色の着色部分が変更区間となります。今回、こちらの兼六園下交差点の改良に伴い、小将町田上線160m及び小立野線120mの区間において、幅員を変更し、ともに兼六駐車場側に広がる形となります。

変更区間の現況です。小将町田上線を撮影したのですが、①の写真は交差点部を兼六園方面から見たものであり、観光ピーク時には多くの歩行者が行き交います。②の写真は交差点を小将町（山環）方面から見たものであり左手には兼六駐車場があります。

次に、小立野線を撮影した写真です。①の写真は交差点から石引方面を見たものであり、兼六駐車場から兼六園・金沢城公園に向かう観光客がこちらの歩道を多く利用しています。②の写真は物産館前を見たものであります。

平成27年3月の北陸新幹線開業効果もあり、兼六園周辺には兼六園や金沢城公園を

訪れる観光客が大幅に増加しており、観光の拠点となる兼六園下交差点周辺を整備することが喫緊の重要課題と認識しています。

具体的には、現在の兼六園下交差点は大きく3つの課題を抱えています。

1つ目に、観光期における交通混雑の発生、2つ目に、狭隘な歩道区間があること、3つ目に、交差点内の線形不良が挙げられます。

次に、各々について説明します。

1つ目の課題、観光期における交通混雑の発生です。ゴールデンウィークなどの観光期においては、兼六園・金沢城公園を訪れる観光客の車両が集中し、今年のゴールデンウィークでは田井町方面で460m、橋場町方面で330mもの交通混雑が発生しております。原因としては、兼六駐車場への入庫待ちによる車列の発生や、横断歩道を通行する多くの観光客により車両交通が分断され、交通処理能力が著しく低下することなどが挙げられます。

2つ目の課題、狭隘な歩道区間があり、観光客の受け皿として不十分ということ です。写真①をご覧ください。観光物産館前の歩道を撮影したものです。歩道幅員が1.5mしかない区間があり、すれ違いも厳しい状態となっています。また、信号待ちの空間も手狭で、多くの観光客で飽和状態となることも見受けられます。

3つ目の課題として、交差点内の線形不良が挙げられます。本路線は、橋場町方面と石引方面との線形において交差点内で不整合が生じており、車両の交差時において事故も発生している状態です。

石川県ではこれらの課題に対応するため、兼六園下交差点を抜本的に改良することとしました。小将町田上線については、A—A断面において車線を2車線追加することとしており、これにより交通の円滑化を図ります。小立野線についても、線形を改良するとともに、ゆとりある歩道の確保および溜まり空間の確保を図ります。拡幅は沿道における家屋等の立地状況や事業費の観点から総合的に判断し、いずれも兼六駐車場側とすることといたします。なお、兼六駐車場につきましては、あわせて再整備することとしており、今年度、石川県において、新しい駐車場の駐車台数など基本構想の検討を進めています。

このような交差点の拡幅計画に基づき、今回、都市計画道路の変更を行います。

小将町田上線は延長160mの区間において、車線数を2車線追加するため、幅員を19mから最大27mに変更します。小立野線は延長120mの区間において、歩道幅員の確保および交差点の線形を改良するため、幅員21.5mから最大28.5mに変更します。また2路線とも、これまで定められていなかった車線数を4車線に決定します。

変更の概要表になります。議案書は13ページになります。

今回の変更にあわせて、車線数を4車線に決定いたします。なお、小将町田上線の幅員16m及び小立野線の幅員15mは、代表幅員であるため、このままということになります。

最後に、本案件につきましては、平成28年2月2日から2月16日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で、都市計画道路の変更についての説明を終わります。

●会長

ありがとうございました。それでは、今ほどの説明に対して質問、意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

●A委員

兼六駐車場前を拡幅することで、入庫を待っている車列のためのスペースができるような意図と捉えました。車列のためのスペースがない場合には、小立野側の車線は交差点では4車線あり、だんだん2車線に減っていく形になると思いますが、この拡幅部分は小将町田上線と小立野線の両方の道路にとって、駐車場に入る車を並ばせたいという意図があるのでしょうか。

○事務局

この交差点改良に関しましては、石川県の事業で行うこととしております。この車線数の確保の観点でございますが、一番大きな課題としては、スクリーンでいうところの右側に伸びている道路、小将町田上線の右から左に交差点に入る所が、一車線しかないため、直進と左折を一車線で処理しなければならない状況でございます。そういった課題を解決するためには、まずそこを二車線とし直進を確保したいと思っております。その二車線を確保するというものについては、確かに説明にあったとおり観光シーズンやピーク時には、兼六駐車場に入る車両で車列ができてしまいます。

今の現況としては、そういった車両が連なることで、直進する車も全部詰まってしまうという状況でございます。この部分が二車線確保できれば万が一のピーク時に渋滞となったとしても、直進はスムーズに流れるようになり全体的にも駐車場側に繋がる渋滞というのは解消できるのではないかという意図がございます。

ただ、平日においても、二車線あることによって円滑に交通が流れることになり、さらには反対側も直進は交差点部分では一車線しかございません。交差点から鈴見の方にも一車線しかないためこちらも二車線にしたいと考えております。これらによって、交差点全体として処理能力を上げていきたいと考えております。

●A委員

今の小将町から田上（山側環状）に行く方向については、確かに広げるのは大事で、赤く塗ってある部分を広げるのだらうと思います。また、小立野に上がって行く道路は、現在二車線あります。

この赤く塗ってある部分が広がるということは、交差点を過ぎて取付きの部分が広がるわけです。この図面で道路に対して右の膨らみになりますが、すぐそこが兼六駐車場だと思いますので、観光シーズンであれば、一車線分が駐車場に入るために並ばれてしまうと、不都合があるからということで、広げられると理解したのですが、それは車線を増やすわけではなく、車線の幅を広げるだけということなのですね、ということをお聞きしました。

○事務局

正確にご説明させていただきます。

小立野線の赤く塗ってある部分、少し膨らんだ形状になっていますが、これはバスベイを確保する予定としております。駐車場に入るにあたっての車列待ちの処理は今、こちら側の駐車場のあり方を検討しておりますので、例えば道路の区域の外といったところも含めて車列待ちをなんとか解消したいという検討を合わせて行っております。

今回の都市計画決定で赤色に広がる部分は、普段バスベイの部分ということになりますので、車線としては二車線の横にバスベイの膨らみがあるとうい変更になります。

●会長

議案書15ページの下の方に、小将町田上線と小立野線の道路断面の標準断面図が描いてあります。小立野線の断面はどちらを向いていると思えばいいのですか。

○事務局

こちらの図は、基本的には交差点の方を向いているような断面でございます。この断面をご説明させていただきますと、バスの停車帯というのが両側でございます。先程は兼六駐車場の方にバスベイを設けますということで、膨らみがございましてご説明させていただきましたが、観光物産館前側の方にも線形の改良によって用地的な少し余裕ができますので、バスベイは設けたいと思っています。そういった断面がこちらの標準断面になります。

●A委員

この断面の図で、左側に観光物産館があり、バス停のスペースが取れて、3m、3mになってセンターがあると、更に3mが3つあってバス停のスペースが取れるこれだけの広さになるということですね。

○事務局

真ん中の3mは右折レーンになります。バスベイがあって、普通の車線が2つあり、山側環状に行く右折レーンが1つ真ん中にあり、普通の車線が2つ、反対側にもう1つバスベイがあるという、こういう割り振りです。

●会長

よろしいでしょうか。

ここはいつも混雑しているところですから是非、解消してもらいたいと思います。

それでは、特に意見もないようですので、本案件とおり県の都市計画審議会へ付議することによってよろしく申し上げます。

●会長

それでは、続きまして、前回までに審議いただきました計画案件について諸手続きがなされておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局

案件結果報告を申し上げます。議案書は16ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

平成27年10月20日に開催しました、第79回金沢市都市計画審議会でご審議いただきました、案件につきまして、ご報告させていただきます。

議案第371号「金沢都市計画 地区計画の決定」(福久町地区)につきましては、平成27年11月24日付け金沢市告示第352号で決定の告示がなされております。

議案第370号「金沢都市計画 用途地域の変更」(副都心北部直江地区、福久地区)、議案第372号「金沢都市計画 特別用途地区の変更」(福久地区)の以上につきましては、平成27年11月24日付け金沢市告示第353号で決定の告示がなされております。以上、案件結果報告でございます。

●会長

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

●会長

よろしいでしょうか。特に質問もないようですので、先に進めたいと思います。

●会長

それでは、ご意見もないようですので議事を進めます。

計画原案審議が1件ございます。これより先は、政策形成過程段階での審議となりますので、非公開といたします。申し訳ありませんが、報道関係の方、傍聴人の方々は退席をお願いいたします。

[計 画 原 案 審 議]

●会長

これで、本日諮問のあった案件については一通り審議が終了したと思います。

もし、この機会に何か質問や要望等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

今日の議事は一通り終了しましたので、事務局の方にお渡ししたいと思います。よろしく申し上げます。

○司会

森会長どうもありがとうございました。そして委員の皆様もご審議いただきまして

ありがとうございました。ご審議いただきました案件につきましては手続きを進めさせていただきたいと存じます。また本日いただきました貴重なご意見は、今後の都市計画行政を進める上で参考にさせていただきたいと思えます。

なお、本日の計画原案審議で使用しました、資料につきましては、お持ち帰りになられずに、机においてお帰りになりますようお願いを申し上げます。

それでは、以上を持ちまして、本日の金沢市都市計画審議会を閉会いたします。

みなさま、ありがとうございました。